

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 540-8510

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ2-2-33

住所 大阪府中央区城見2-2-33

(ふりがな) よみうりてれびほうそうかぶしがいいしゃ

氏名 読賣テレビ放送株式会社

どい ともなり

代表取締役会長兼社長 土井 共成

電話番号

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. 放送局は、非常災害時広く一般市民に緊急情報を提供する等、社会的・公共的使命を担っている。また、放送電波の規格及び放送対象地域が法令で定められており、電波有効利用のインセンティブを働かせることに馴染まない。したがって、利用料額の算定に当たっては、このような放送の特殊性に十分配慮していただきたい。
2. 一方、未利用周波数帯開拓のための中長期的な研究開発は、本来電波利用料ではなく一般財源で実施すべきものと認識している。また、その他の研究開発についても、その妥当性を個々の案件について十分吟味することが必要であるなど、利用料の使途については公共の利益を十分に勘案して、安易な拡充がなされないような工夫が必要である。

以上